

広野町除染計画について【お知らせ】

はじめに

福島第一原子力発電所事故による放射能^{ろうえい}漏洩事故の全責任は、事業者である東京電力と原子力政策を推進してきた国にあり、本来は東京電力と国が直接除染を実施しなければなりません。

しかし、本年8月30日に公布された「放射性物質汚染対処特措法」と「除染に関する緊急実施基本方針」では、各市町村が除染の主体となり、除染計画を策定し、地域住民の協力を得つつ、除染を実施することとされました。

このことから除染作業にあたり必要な事項について定める「広野町放射性物質除染実施計画」を策定しました。本計画の基本的な考え方について、概略ではございますが、町民の皆様方にお知らせします。

【基本的な考えについて】

国は長期的に年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下になることを目指すという目標のもと、子供の生活環境を優先に、財政的な措置も含め、責任を持って除染を推進することから、町は除染計画を策定し、除染作業を実施します。

○除染の区域

町内全域を除染対象とします。

○除染の実施期間

子どもが利用する文教施設、多くの町民が利用する公共施設、通学路等については平成24年8月までに、それ以外の住宅・宅地・民間所有地・店舗・事業所・工場・賃貸住宅等については平成24年12月末までに除染を実施します（ただし、農地・森林・河川等については、関係機関との調整等を踏まえて除染を実施予定）。

また、これらのスケジュールは作業の進捗状況及び新たな除染手法等を考慮し、柔軟に見直します。

【計画の目標について】

住民の安全安心の緊急度及び放射線量測定結果等を考慮して、除染を行うこととします。但し、各地域の状況や除染作業の進捗・効果等を踏まえて柔軟に対応します。

○生活面（住宅など日常生活において主に過ごす場所）

計画目標 除染を実施する前の空間線量率を半減

将来目標 年間追加被ばく線量を1ミリシーベルト以下

○文教施設（子供が多く利用する場所）

計画目標 年間追加被ばく線量を1ミリシーベルト以下

将来目標 子供が安心して生活できる環境

※ 上記目標は、今後、詳細なモニタリング、データの蓄積を通じて精査を重ね、必要に応じて目標を見直します。

【除染方法について】

除染作業を進めるに当たり、土地利用の区分等に応じて、除染を行います。

但し、発生する廃棄物量も勘案しながら場所と対象に合った最適な除染方法を柔軟に採用します。

○子どもが利用する施設及び不特定多数の町民が利用する公共施設

施設外壁洗浄、施設内清掃、庭等敷地全域の表土除染、樹木のせん定等、その他通学路等関連施設においても除草、路面洗浄、側溝の清掃、街路樹のせん定など

○民営施設

（家屋）

屋根・壁の水による高圧洗浄、雨樋の清掃、側溝においても水による高圧洗浄

（草木）

軒下などの除草、庭木のせん定

（庭）

庭土の表土除染

（店舗・工場等の民営施設）

屋根・壁の水による高圧洗浄、樹木のせん定、軒下などの除草、雨樋の清掃等

側溝においても側溝内の泥の除去後、水による高圧洗浄

（敷地）

舗装された敷地は継ぎ目等のブラッシングや水による高圧洗浄、舗装されていない敷地は表土除染

○農地・森林

(農地)

除草、反転耕又は深耕等による除染、農地周辺の水路汚泥の除去、畦畔・農道の除草など

(森林)

住居等近隣の森林の除染、林縁から20m程度の範囲を目安に落葉等の堆積有機物の除去、林縁部周辺について立木の枝葉等の除去など

【除染作業の着手時期】

公共施設が集中する中央台地区（苗代替、築地の一部を含む）を国の除染モデル実証事業において先行し、平成24年1月以降、町の除染事業に着手、同年12月末に完了するように進めます。

	平成23年度				平成24年度									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
モデル事業(中央台、苗代替の一部、築地の一部)(約80戸)	■	■	■	■										
広洋台、上北追(約450戸)		■	■	■										
下北追地区(約750戸)					■	■	■	■	■	■				
下浅見地区(約350戸)					■	■	■	■	■	■				
上浅見地区(約370戸)					■	■	■	■	■	■				
折木地区(約510戸)											■	■	■	
夕筋地区(約40戸)											■	■	■	

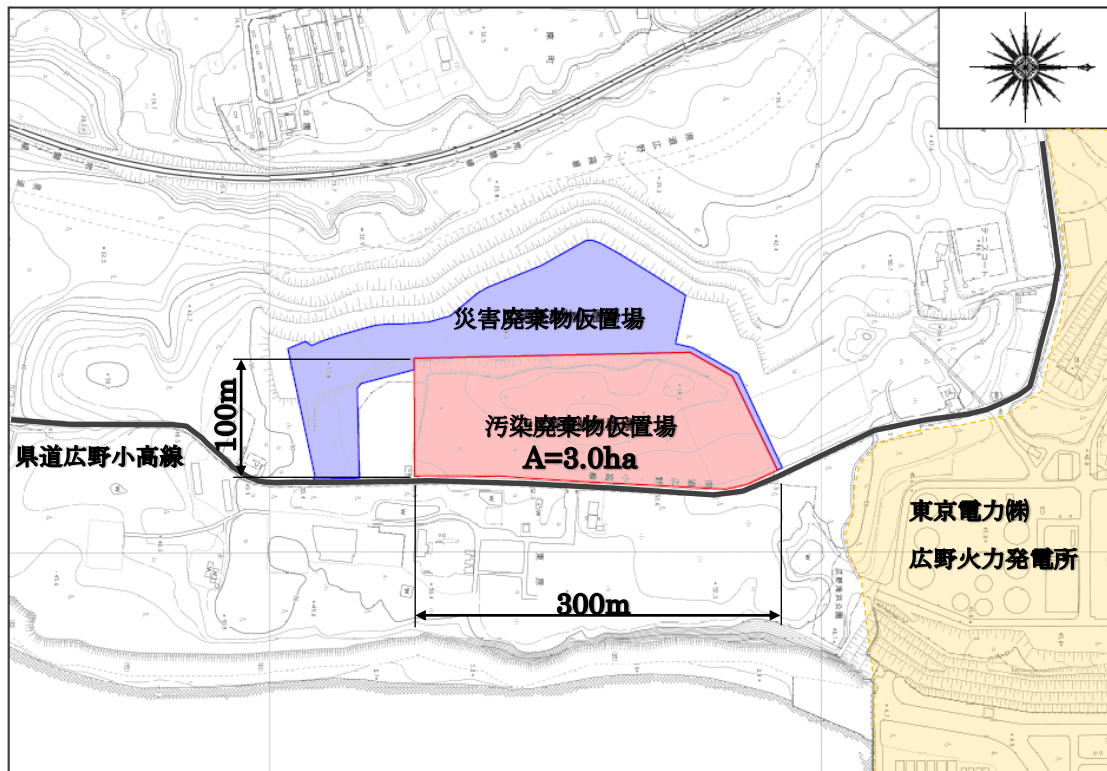
【除染で発生する廃棄物等の仮置き場】

除染で発生する汚染廃棄物等の中間貯蔵施設及び最終処分場については、国が責任をもって設置することになりますが、本年10月末に、中間貯蔵施設を3年間で設置する工程表を国が発表しました。

このことから町では、東京電力(株)広野火力発電所南側に位置する町有地（次頁参照）に、除染で発生する汚染廃棄物等の仮置き場の設置を予定しています。中間貯蔵施設が設置されるまでの3年間は町がこの仮置き場を管理することとなり、定期的なモニタリング、仮置き場内のパトロール等を実施し異常の有無を監視していきます。

なお、地震・津波等で発生したガレキ等の災害廃棄物については、今後焼却、中間処理等適正に処分していきます。

1. 仮置き場の位置



2. 仮置場に必要とされる安全性

(1) 仮置場設置に当たって考慮すること

除染作業では、様々な種類、放射能濃度の除去物が発生します。それらの特徴に加え、自然環境（地形、植生、水等）や社会環境（水利用状況、土地利用状況、民家の位置等）を考慮した安全機能を有する仮置場を設置します。

(2) 仮置場に必要とされる安全性

① 放射性物質の閉じ込め

- 放射性物質が付着した除去物が仮置場から飛散・流出するのを防止するため、除去物をフレコンバッグに収納し、覆土や遮水シートで保護します。

- 雨水・地下水が除去物等と接触し、水とともに流出するのを防止するため、仮置場を地下水面から高い位置に設置するとともに、遮水シートや自己修復マット（ベントナイトなど粘土質の材料を使用したもの）などを設置し、十分な遮水機能を持たせます。

- 放射性物質が水に溶け出し、流出するのを防止するため、放射性物質を吸着しやすい土壌等を適切な厚さで敷設します。

②放射線の遮へい

・仮置場の内側に置いた除去物等からの放射線は、外側の除去物等によって遮へいされるため、仮置場の外側の放射線量は、除去物等の量に比例して大きくなるわけではなく、主として外側に置かれた除去物の放射線量で決まります。

・厚さ30cmの土やコンクリートにより、放射線量を98%以上減少させることができるため、除去物等を土やコンクリートで覆うことにより、外側に置かれた除去物の放射線を遮へいします。



図1 除去物等の仮置場の安全性確保の基本的考え方

3. 具体的な安全対策

①仮置場に定置中の安全対策

・除去物を定置する場所の周囲に覆土も兼ねた土手を設置するとともに、覆土前の除去物等にはシートで被覆し、風による仮置き中の除去物等の飛散を防止します。

・仮置場周辺の放射線量率を建設、定置、覆土後を通して測定し、除去物等の飛散による放射線量率の上昇がないことを確認します。

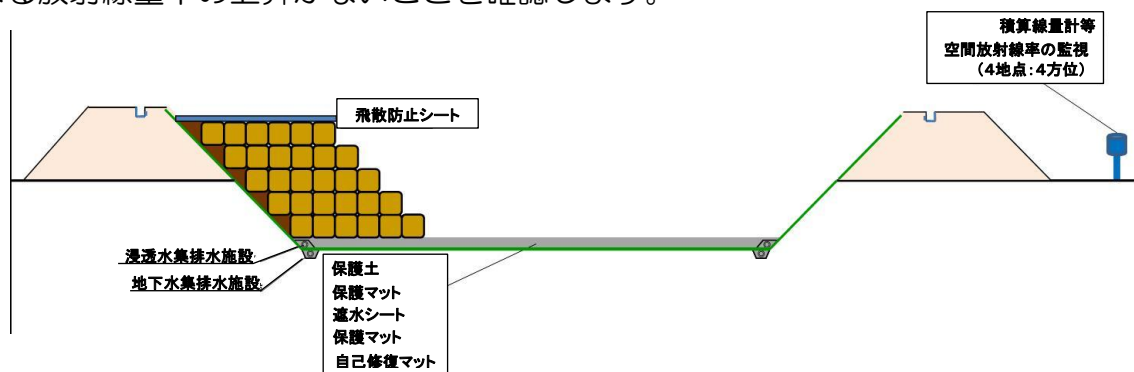


図2 仮置場に定置中の安全対策

②覆土後の安全対策

- 十分な厚さの覆土を^{ほどこ}施し、除去物からの放射線を遮へいします。
- 定置した除去物の周囲を遮水シート、保護土、自己修復マット等で保護します。
- 遮水シート内側の水（除去物中に含まれていた水等）および遮水シート外側の地下水を排水する配管を設置し、それらを集水槽に集めます。また、排水や周辺の地下水中の放射能濃度を測定し、放射性物質が溶け出していないことを確認します。
- 草木等の可燃性除去物が発火しないよう、可燃性ガスを排気するガス抜管を設置するとともに、温度計を設置します。
- 覆土が崩れたり流出しないよう、表面に植生を施す等の対策をとります。
- 仮置場およびその周辺の放射線量率を測定し、線量率の上昇がないことを確認します。
- 仮置場へ容易に人が立ち入らないよう、フェンスや標識等を設置します。

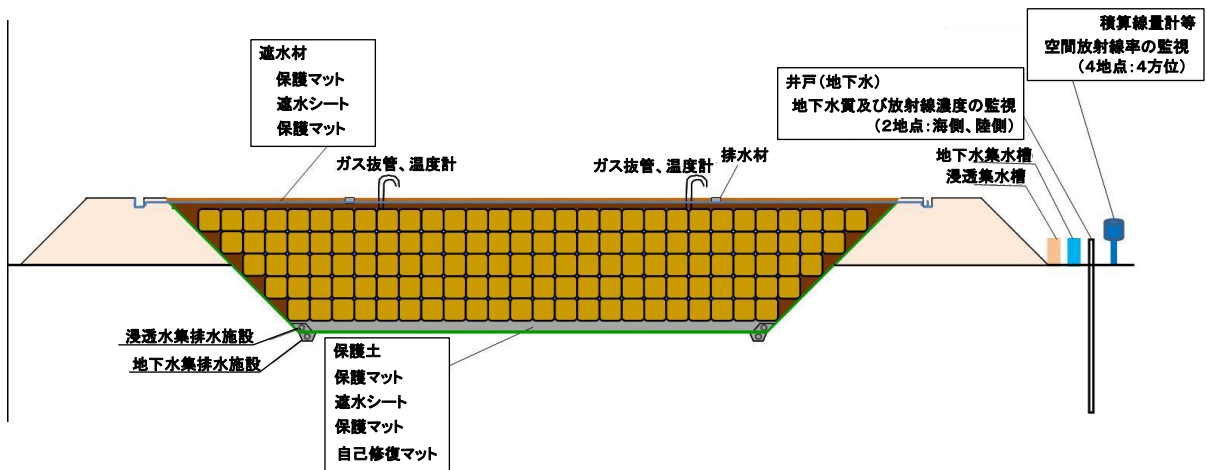


図 3 覆土後の安全対策

町民の皆様方には、大変ご不便とご心配をおかけしております。
今後、町の除染作業日程が決まりましたら、皆様方にお知らせいたします。

町の除染についてのお問い合わせは・・・

広野町建設課除染対策グループ 電話：0240-27-4162